

通所介護

## (介護予防通所介護相当サービス)

### 重要事項説明書

1. 二本松荘が提供するサービスについての相談窓口

TEL 095-811-1616      FAX 095-811-1800  
デイサービス

2. 居宅サービス事業所の概要

① 居宅サービス事業者の指定番号及びサービス提供地域

- ・ 事業所名：医療法人社団 春秋会 二本松荘
- ・ 所在地：長崎市戸町2丁目177-28
- ・ 介護保険指定番号：4270101779号
- ・ サービスを提供する地域：旧長崎市(H17年1月4日合併以前とする。)

※ 上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談下さい。

3. 事業の目的

「医療法人社団 春秋会」が開設する「二本松荘」指定通所介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護(指定介護予防通所介護相当サービス)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護・要支援状態にある者(以下「要介護・要支援者」という)に対し、適正な通所介護(介護予防通所介護)を提供することを目的とする。

4. 運営の方針

事業所の介護員等は、要介護・要支援者等の可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消、及び心身機能の維持、並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

5. 営業日及び営業時間

- ①営業日                      月曜日から土曜日までとする。  
(8月15日、12月31日から1月3日までを除く)
- ②営業時間                    午前8時30分から午後5時までとする。
- ③サービス提供時間        午前8時30分から午後16時00分までとする。

6. 利用定員 29名を限度とする。

7. 職員の職種、員数、及び職務内容

①管理者 1名(常勤職員・介護職員と兼務)

管理者は、事業所従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所介護の提供に当たるものとする。

②生活相談員 3名以上(常勤職員 介護職員と兼務)

生活歴を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導・その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

③看護職員 1名(常勤職員、機能訓練指導員と兼務)

1名(非常勤職員)

利用者の状況に応じた健康状態の確認・食事・入浴・排泄・その他日常生活の援助・指導を行う。

④介護職員 介護職員 7名(常勤職員7名)

介護職員は指定通所介護の提供に当たる。

⑤機能訓練指導員 看護師 1名(常勤職員、非常勤職員、看護師と兼務)

利用者の状況に応じた機能訓練援助・指導を行う。

⑥運転手 2名(非常勤職員)

送迎等に係る業務。

⑦調理員 2名(非常勤職員)

デイサービス内容

① 送迎

② 機能訓練(個別機能訓練・運動器機能向上)

③ 入浴介助

浴室準備、浴槽への誘導

車椅子(椅子)、浴槽、浴槽内の移乗介助

洗身介助

浴室内の監視

浴室、浴槽の清掃、洗浄

④ トイレ誘導・移乗

トイレ誘導、便器・便座、ポータブルトイレ、車椅子間の移乗介助

導尿動作援助・見守り、後始末、膀胱訓練、排尿必要物品の処理

導尿処理、排尿情報のチェック

排便動作援助・見守り・後始末、摘便、浣腸、人工肛門の準備・実施・後始末

おむつの除去・装着・点検・後始末

⑤ 食事介助

食事・おやつ・飲み物の介助

介助、摂取介助

準備・見守り・後始末、摂取量、水分量のチェック、カロリー計算等

⑥ バイタルチェック

血圧・検温・脈拍・呼吸等の測定準備と実施

⑦ レクリエーション

⑧ 行事

季節によるイベント等

## 8. 利 用 料 金

### ① 利 用 料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として利用者の介護負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

保険料の滞納により、保険給付金が直接二本松荘に支払われない場合、1ヶ月あたりの料金をいただき、二本松荘からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日、長崎市の窓口に出しますと、払い戻しが受けられます。

### ② 解 約 料

あなたは、いつでも解約することができ、一切料金はかかりません。

### ③そ の 他

〔支払い方法〕

料金が発生する場合は、月ごとに精算し翌日 15 日前後に前月分の請求をいたしますので、請求書到着後月末までにお支払い下さい。

お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払い方法は、銀行振込・自動引落・郵便振替・現金集金の中から選べます。

(料金表) お支払いいただく一部負担金の単価は下記の通りです。

●通所介護<1割負担金額,( )内は2割【】内は3割>

„	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
2~3 時間	276 円 (552 円) 【828 円】	315 円 (630 円) 【945 円】	356 円 (712 円) 【1,068 円】	397 円 (794 円) 【1,191 円】	438 円 (876 円) 【1,314 円】
3~4 時間	375 円 (750 円) 【1,125 円】	429 円 (858 円) 【1,287 円】	486 円 (972 円) 【1,458 円】	540 円 (1,080 円) 【1,620 円】	593 円 (1,192 円) 【1,788 円】
4~5 時間	393 円 (786 円) 【1,179 円】	450 円 (900 円) 【1,350 円】	509 円 (1,018 円) 【1,527 円】	567 円 (1,134 円) 【1,701 円】	626 円 (1,252 円) 【1,878 円】
5~6 時間	578 円 (1,156 円) 【1,734 円】	682 円 (1,364 円) 【2,046 円】	789 円 (1,578 円) 【2,367 円】	892 円 (1,784 円) 【2,676 円】	998 円 (1,996 円) 【2,994 円】
6~7 時間	592 円 (1,184 円) 【1,776 円】	699 円 (1,398 円) 【2,097 円】	807 円 (1,614 円) 【2,421 円】	914 円 (1,828 円) 【2,742 円】	1,022 円 (2,044 円) 【3,066 円】

各種加算

入浴加算 (I) 40 単位/日 (II) 55 単位/日

個別機能訓練加算 (I) イ 56 単位 /日 ロ 76 単位 /日

生活機能向上連携加算 (II) 200 単位 /月

個別機能訓練加算を算定している場合は 100 単位 /月

サービス提供加算 (I) 22 単位 /日

科学的介護推進体制加算 40 単位 /月

ADL 維持等加算 (I) 30 単位 /月

口腔・栄養スクリーニング加算 (I) 20 単位 /回

送迎減算 -48 円 /片道

介護職員処遇改善加算 (I) /月

1 か月のご利用における、合計単位数の 5.9%×10.14 に

介護職員特定処遇改善加算 (I) /月

1 か月のご利用における、合計単位数の 1.2%×10.14 にあたる金額

介護職員等ベースアップ等支援加算 /月

基本単位数の 1.1%にあたる金額

●介護予防通所介護相当サービス<1割負担金額,( )内は2割。【】内は3割>

※事業対象者は要支援1相当となります。

	金額
事業対象者・要支援1	1,695円(3,390円)【5,085円】
要支援2	3,476円(6,952円)【10,428円】

各種加算 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 487円/月  
 運動器機能向上加算 228円/月  
 サービス提供体制強化加算Ⅰイ  
 (要支援1・・・89円/月) (要支援2・・・178円/月)  
 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) /月

○介護職員処遇改善加算(Ⅰ)1か月のご利用における、合計単位数の5.9%×10.14にあたる金額 介護職員特定処遇加算(Ⅰ) /月

介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)1か月のご利用における、合計単位数の1.2%×10.14にあたる金額 介護職員等ベースアップ等支援加算 /月  
 基本単位数の1.1%にあたる金額

※介護保険外にあたる利用代金 昼食代 600円/日

## 10. サービスの利用開始

まずは居宅介護支援事業所にご相談下さい。居宅介護支援事業所がお決まりでない方は、デイサービスまたは南長崎クリニック介護相談窓口でもお電話下さい。居宅介護支援事業所にて1ヶ月のケア計画を作成してもらいます。詳しい打ち合わせは居宅介護支援専門員を通してあなた・あなたの家族といたします。契約を締結した後、居宅介護支援サービスの提供を開始します。

## 11. サービスの終了

### ①あなたの都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下されば、いつでも解約できます。

### ②通所介護の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了させていただく1ヶ月前までに文書で通知するとともに、あなたの地域の他居宅介護支援事業者情報をご紹介します。

### ③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・あなたが介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたあなたの要介護・要支援認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・あなたがおなくなりになった場合

## 12. その他

二本松荘は、あなたやあなたの介護者(家族等)が通所介護従事者や介護支援専門員に対して、この契約を継続しがたいほどの信頼関係を失った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

## 13. サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者又は、その家族は利用に際し、指定通所介護(指定介護予防通所介護相当サービス)事業所のサービス利用に当たって利用料・送迎方法及び次の事項について説明を行い、同意を求めらる。
- ②管理者は利用者の通所介護(介護予防通所介護相当サービス)計画書を作成するために、心身の状況、希望及び置かれている環境などの状況把握を行う。
- ③介護(介護予防)計画作成後は利用者及びその家族に対し、その内容について説明を行う。
- ④食事・入浴・機能訓練等、それぞれのプログラムでは通所介護(介護予防通所介護相当サービス)計画に応じ、看護職員、機能訓練指導員、介護職員の適切な指導方法にて実施する。
- ⑤当該事業所は、適切な通所介護又は介護予防通所介護相当サービスの提供を確保する観点より、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害される事を防止する為に方針の明確化等の必要な措置を講じる。

## 14. サービスの内容に関する苦情

### ①あなたの相談・苦情担当

通所介護(デイサービス)に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

**担当 通所介護(介護予防通所介護相当サービス)相談窓口**

**TEL 095-811-1616 FAX 095-811-1800**

**担当者 藤井 孝行**

**長崎市介護保険課**

**TEL 095-829-1163 FAX 095-829-1250**

**長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係**

**TEL 095-826-1599 FAX 095-826-1779**

**第三者委員 二本松地区 自治会長 (白井) 095-825-8037**

**民生委員 (永松) 095-821-8465**

## 苦情受付の手順

- ① 苦情受付担当者及び苦情解決責任者は、受け付けた苦情をすべて第三者委員に報告する。(ただし、苦情申出人が第三者委員への報告に明確に拒否する意思表示をした場合を除く。)
- ② 第三者委員は、苦情等を受け付けた旨を苦情申出人に通知する。
- ③ 苦情解決責任者は、苦情について、解決方策などの検討を行い苦情申出人との話し合いによる解決に努める。
- ④ 苦情受付担当者は、苦情解決・改善処置までの経過と結果について記録し、苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人および第三者委員に対して、1ヶ月以内に報告する。

## 15. 非常災害対策

消防法施行規則 3 条に規定する消防計画及び風災害、地震等の対処する計画に基づき、また、消防法 8 条に規定する防火管理者の設置をして非常災害対策を行う。

- ① 防火管理者は事業所管理者を当て火元責任者には事業所課長職を当てる。
- ② 始業時、終業時には火災危険防止の為、自主的に点検を行う。
- ③ 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。
- ④ 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- ⑤ 災害の発生や地震など災害が発生した場合には、被害を最小限にとどめる為、自衛消防隊を編成し、任務遂行にあたる。
- ⑥ 防火管理者は従業者に対して、防火教育、消防訓練を実施する。
  - i 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・・年 2 回以上
  - ii 利用者を含めた総合訓練・・・年 1 回以上
  - iii 非常災害設備の使用方法的徹底・・・随時
- ⑦ その他、必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

## 16. 事故発生時の対応

① 処理責任者及び代理の者は、事故発生時の対応として迅速かつ適切な対応をとる為に、以下の事項に応じた連絡体制をとる。

- ア 利用者の家族への連絡
- イ 市町村への連絡
- ウ 主治医への連絡及び救急車の要請
- エ 介護支援専門員への連絡及び報告
- オ 保険会社への連絡
- カ 警察への連絡

※以上のそれぞれの連絡については、事故のないように応じてそれぞれの関係機関に連絡すること。但し、家族への連絡は必ず行う。

## 17. 身体拘束の適正化にする指針

- ア 利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- イ 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態度及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録し家族に伝え同意の文章を得る。
- ウ 身体的拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図る。
- エ 身体的拘束等の適正化の為の指針を整備する。
- オ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束の適正化の為の研修を定期的を実施する。

18. 概 要

名 称：(医)春秋会 二本松荘

代 表：理事長 永 田 濟

所在地：長崎市戸町2丁目177-28

電 話：095-811-1616

サービス内容：通所介護・介護予防通所介護相当サービス(デイサービス)

その他のサービス内容：

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

通所介護・介護予防通所介護

介護予防・日常生活支援総合事業

(第一号通所事業(ミニデイサービス)(介護予防通所介護相当サービス))

通所リハビリテーション

ホームヘルパー養成研修事業

居宅介護支援事業所

障害者自立支援法にいう障害福祉サービス事業

訪問介護

介護予防訪問介護

夜間対応型訪問介護

介護予防・日常生活支援総合事業(第一号訪問事業(生活援助サービス))

訪問看護ステーション

介護予防訪問看護ステーション

小規模多機能型居宅介護

介護予防小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

地域包括支援センターの受託経営

介護予防支援事業

令和 6年 12月 5日

通所介護・介護予防通所介護相当サービス（デイサービス）の提供開始にあたり、あなたに対して契約書及び本書書面に基づいて重要な事項を説明しました。

通所介護(介護予防通所介護相当サービス)サービス事業者  
長崎市戸町2丁目177番28号  
医療法人社団 春秋会 二本松荘

説明者： 藤井 孝行 印

私は、契約書および本書面により、二本松荘から通所介護・介護予防通所介護相当サービス（デイサービス）についての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者氏名

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人氏名

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

続柄 \_\_\_\_\_